

地域建設業経営強化融資制度について

1 概要

地域建設業経営強化融資制度とは、建設企業が公共工事発注者に対して有する工事請負代金債権について未完成部分を含め流動化を促進すること等により、建設企業の金融の円滑化を推進する制度です。

2 対象となる工事

美祢市が発注する工事

※ただし、次に挙げる工事は対象外

- ① 美祢市低入札価格調査実施要領（平成20年美祢市訓令第71号）に基づく低入札価格調査の対象となった者と契約した工事
- ② 次のア～ウの工事を除く、債務負担行為及び歳出予算の繰越し等工期が複数年度に及ぶ工事
 - ア 債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
 - イ 前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
 - ウ 債務負担行為に係る工事又は翌年度へ繰り越される工事であって、債権譲渡の承諾申請時点において、次年度に工期末を迎え、かつ、残工期が1年未満であるもの。
- ③ 発注者が役務的保証を必要とする工事
- ④ その他受注者の施工する能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適當な特別の事由がある工事

3 債権譲渡を承諾する時点

当該工事の出来高が、2分の1以上に到達したと認められる日以降

4 スキーム

